

1 開催日 平成 22 年 5 月 31 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 21 号 学校給食調理業務民間委託の今後の方向性について

日程第 3 市教委第 22 号 高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 23 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 24 号 高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について

日程第 6 市教委第 25 号 高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

日程第 7 市教委第 26 号 高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について

4 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	国 沢 隆
	生涯学習課長	秋 沢 大 助
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課学校教育班指導主幹	今 西 和 子
	学校教育課学校教育班指導主事	山 中 浩 介
	学事課長補佐	森 一 正
	学事課主幹	西 村 浩 代
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美
総務課総務係主査	森 尾 美 舗	

1 平成 22 年 5 月 31 日（月） 午後 3 時 02 分～午後 4 時 05 分

（たかじょう庁舎 6 階人事政策室会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 02 分

野本委員長

ただいまから，第 1055 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

はじめに会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西森委員さん，お願いいたします。

それでは，日程第 2 市教委第 21 号「学校給食調理業務民間委託の今後の方向性について」を議題とします。

なお，高知市学校給食調理業務民間委託試行検証委員会から松原教育長に提出されました検証結果報告書につきましては，事務局から事前に配布され，委員の皆さんはご覧いただいていることと思います。

それでは，事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田でございます。それでは，「学校給食調理業務民間委託の今後の方向性について」の事務局案を説明いたします。

平成 21 年 4 月から潮江東小学校で試行している学校給食調理業務の民間委託につきましては，有識者，保護者，学校長，学校栄養職員，学校給食調理員などで構成する高知市学校給食調理業務民間委託試行検証委員会から，1 年間の検証結果の報告書が本年 4 月 26 日に松原教育長に提出されました。

この報告書は，委員の皆様には，先ほど委員長が申されたようにご覧いただいていることと思います。検証項目は，業者選定時の選定委員会において定められた選定基準 9 項目のうち，会社の経営状況及び見積額を除く 7 項目を大きく 4 つに分類し，具体的には「給食の完成度」，「衛生管理」，「業務の円滑な運営」，「教育活動との連携」の 4 項目について検証が行われました。

その結果でございます。総合評価が次のとおり述べられております。

今回の民間事業者による学校給食調理業務の履行については，すべての項目について，良好であった。特に，衛生管理に留意し，丁寧な作業がなされ，安全で安心できるおいしい給食の安定した供給が行われており評価できる。

食物アレルギーのある児童への対応や，学校行事への対応等にも的確に対応できており，さらには，学校給食運営委員会を通じた学校や保護者との意見交換など，学校との連携も円滑に行われていた。これらのことから，検証委員会としては，今回の民間事業者による学校給食調理業務については，学校給食として標準的な水準であると評価し，仕様書に沿った業務が遂行されていると判断する。

また，「検証委員会の報告書を受け教育委員会において，今後の民間委託の方向性が決定されると思われるが，その際には，次の点に留意してほしい」との意見がありました。

今回の検証委員会での検証は，あくまでも 1 事業者を対象としたものであるため，新たな事業者に委託する場合には，業者選定がその後の給食運営の重要なポイントになると考えられること。

事業者の委託にあたって、まず、学校の教育方針や教育計画を事業者の説明し、十分に理解してもらい、共通認識を持つことが重要と考えること。

学校給食運営委員会を組織し、給食に関する調査結果の共有や学校行事の情報提供といった機能を持たせることにより、よりよい給食の提供に向けた協議が行われ、学校給食のレベルアップにつながっていくものと考えられること。

以上のとおりでございます。これらのことは、事業者との契約後も学校と連携し、業務の履行状況を常に確認することが重要なポイントであることを示していると思います。

この検証結果報告書の内容を詳細に検討しました結果、事務局といたしましては報告書の内容、意見も踏まえ、業者選定と委託後の業務の履行状況の確認に慎重な対策を今後も講じれば、学校給食調理業務を民間事業者へ委託できるものと判断いたしました。

そこで、お手元に配布させていただきました資料をご覧ください。A4版1枚の事務局案と書いたものです。資料1「学校給食調理業務民間委託の今後の方向性について」でございますが、平成21年4月から潮江東小学校で試行している学校給食調理業務の民間委託を、平成23年4月から次とおり本格実施したいと考えます。

潮江東小学校での委託を本格実施する。

潮江東小学校以外の学校・施設のうち資料2の条件を満たす学校・施設について、委託を実施する。

次に、民間委託対象校ですが、次の3条件を満たす学校・施設に限定したいと考えます。

保健所の営業許可が取得可能である。

真空冷却機が設置されている。

栄養教諭・学校栄養職員が配置されている。

現時点で、この3条件を満たしている学校・施設は、潮江東小学校を含めて17学校・施設でございます。

次に、実施方法ですが、平成23年度から資料2の対象校について基本的に、年度ごとに2校を新規に開始したいと考えています。ただし、委託は、学校給食調理員の定年退職などにより生じる欠員の範囲内で行いたいと考えております。このため、先ほど毎年度2校を基本とすると申しましたが、年度によっては、1校あるいはゼロとなる年度も考えられます。つまり、年度ごとの実施数の下限がゼロ、上限が2校ということです。

なお、現在の学校給食調理員に職種変更などを強要するようなことは考えておりません。

以上の内容で実施したいと考えています。

次に、その他としまして、平成23年4月からの実施のための予算である債務負担行為の設定については、平成22年9月市議会定例会に提案したいと考えています。

簡単ですが、説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

野本委員長

それでは、議案審議に移ります。ご意見はございませんか。

西森委員

実施方法についてお伺いします。年度ごとに2校を新規に、という2校というものがどういう基準で定められたのかお伺いします。

学事課長

学事課のほうで委託校と業者選定にかかわる事務をしておりますけれども、事務の物理的な部分を考慮して出ささせていただいたものでございます。それから21年度から試行しています潮江東小学校が加わりますので、実質的には、実施校としては合計3校になります。

西山委員

先ほどのご説明の中に、年度によっては1校の場合もあるし、ゼロの場合もあるというふうなご説明でした。計画としては、少し漠然としているような気がします。特別な理由がない限り、計画というのはある程度定まってもいいのではないかというふうに思います。先ほどの説明の中で、ある年は1校、ある年はゼロになる年があるということでした。何年が1校で、何年がゼロかを計画として出さないといけないのではないか。今の市の財政等の状況を考えたら、計画は明確に出す方が適切ではないかというふうに考えるところです。

もちろんのこと、学校給食のあるべき姿ということについては十分にご説明いただいていますので、理解、納得はしていますが、私が申し上げますのは、財政状況を見ましたときに、ある年は1校で、ある年はゼロというよりも、何年は何校という形で出された方が理解されやすいのではないかと思います。というのは、定年退職される方の数というのは、はっきりと決まっているわけですね。その補充のバランスを見ながら、何年は何校ということで定められるわけですから、実施に当たっての数値というのは、明確に打ち出された方がいろんな面によろしいのではないかと思います。これは意見です。

総務課長

総務課長の弘田です。

ご指摘の点は分かります。ただ、私どもが考えましたのは、現在勤務している学校給食調理員の身分を守ることが前提となっております。確かに定年退職者の数は、生年月日からいつが退職になるかは分かります。その把握している人数からみまして、その欠員の範囲内で進めていくと、1校になる、あるいはゼロとなる年度がどうしても出てきます。また、新規委託の事務と委託の内容を確認しなければならない学校数が増えていきますので、事務局の業務量が増えていくということも考え合わせて、上限2校といたしました。

また、職員の定年退職後の再任用制度があります。それから、本人希望による職種変更ということも考えられます。そういう変動要素がありまして、終了の年度がいつになるのかが明確に言えず申し訳ないところですが、目安としては、平成35年度くらいが目安というふうには考えております。

西山委員

ありがとうございました。

山本委員

報告書の中に、安全で安心な給食を安定して提供するというふうにあるのですが、どういった事業者の選定になるのか、また、そのチェック体制でどのように安全の確保が行われていくのかをお聞かせください。

学事課長

学事課長の国沢でございます。

潮江東小学校の例で申し上げます。まず、学校給食は、文部科学省が定めた大変厳しい安全衛生基準があって、それらをクリアしていくのが大前提でございます。業者選定の際の仕様、募集要項等では、そこらあたりをきちんと定義付けしております。

また、事業者を審査するのに、単に書類だけの審査でなく、直接、事業者に来てもらって、衛生管理ですとか、学校との連携ですとか、業務を遂行するに当たって、例えば、ローテーション、人材育成のための研修といった内容まで、直に事業者の生の声を聞くような形のプロポーザル方式で審査をしています。そうした中で、きちんと決められた基準をクリアできるか、安全で安心な給食を安定して提供できる事業者なのかを見極めていきたいと考えております。

西森委員

学校給食調理業務の民間委託については、偽装請負ではないかという指摘がなされることがあるというふうになっておりますけれども、市として、この点を念頭に置いた調査等はされているかを教えていただきたいと思います。

総務課長

総務課長の弘田です。

昨年4月から潮江東小学校で委託を試行しております。この学校給食調理業務の民間委託に当たりまして、検討段階から高知労働局の担当部署に学事課ともども訪ねまして、本市の委託の内容ですとか、実施方法などを説明し、高知労働局の担当者の方からは、厚生労働省の示した告示「労働者派遣事業等請負により行われる事業との区分に関する基準」に抵触することのないようにとの指導をいただき、パンフレットも頂きました。

そういうことで、問題点の把握に努めてきたところでございます。

西森委員

今の試行の中で、具体的にどういった点を反映したシステムづくりをなさっているのでしょうか。

総務課長

先ほど申しました厚生労働省の基準で示されている請負となるポイントは、受託者の雇用する労働力を受託者が直接利用すること、請け負った業務を受託者の自己の業務として、独立して処理することの2点ではないかというふうに考えたところです。そのことを踏まえまして、栄養教諭、学校栄養職員が受託業者の現場の調理員への指示命令系統に介入することのないような体制をとっております。

西森委員

そうしますと、具体的に栄養教諭等と現場の調理員さんとのかわりというのは、どういうふうになされるのでしょうか。

総務課長

現在の潮江東小学校での日常の1日の様子を申し上げますと、学校栄養職員が材料名、1人当たり使用量など献立の内容や、食物アレルギーの対応などの連絡事項を記載した現場用の献立表を受託業者に渡しまして、受託業者が作業工程表ですとか、作業動線図を作成した上で調理作業が行われています。その作業工程表や作業動線図の作成では、その事業者の専門性を生かした、国の衛生管理基準を十分把握した内容となっております。このように学校栄養職員は、一連の書類の受領と内容の把握のみで、受託業者の従事員に指示命令を行う必要もなく、給食調理業務が行われています。

なお、書類の内容に疑問などがある場合には、その点について質問させていただくことはあります。

西森委員

学校ですとか、学校給食調理現場に最も近い栄養教諭といった方々には、給食の安全性を確保する責務というのはあるはずだと思います。今、おっしゃった程度のかかわり合いで、安全性の確保が図られるかどうか、その点はどのようにお考えでしょうか。

総務課長

先ほど申し上げた現場用の献立表に基づきまして、市教委の求める献立を安全に提供できる能力、実績のある事業者をまず選定しましたし、今後も選定してまいりたいと考えます。通常は、この程度のかかわりによっても、安全性は十分確保できるというふうに考えております。

事業者の選定方法を少し申し上げますと、学事課長も若干触れましたが、応募事業者の資格条件や、応募事業者の制限を設けており、その中には、過去3年以内に学校給食調理業務において、食品衛生法に基づく処分を受けたものなど、食中毒事故にかかわるきつい制限を設けております。

また、業者選定に当たりましては、価格のみで判断することなく、衛生管理ですとか事業者の財務

内容についても、併せて総合的な判定が可能な公募型企画提案方式であるプロポーザル方式で業者選定を行っています。その際には、外部の有識者や保護者の方にもその委員会に入っただいて、慎重に選定を行っておりますし、今後行ってまいりたいと考えております。

そのような事業者の選定を行ったことが、試行検証結果報告書の評価にもつながってきているとも思っています。今後もそのような事業者を選ぶことによって、日常的な現場でのかかわりも先ほど申し上げた内容でできるものと考えております。

西森委員

大事なところで、安全確保とともに、偽装請負という違法状態が生じないようにすることも必要だと思っておりますけれども、その点は今後も留意して進めていくというお考えだということでお聞きしてよろしいのでしょうか。

総務課長

そのとおりでございます。そのように安全性等も含めて両方の点に配慮しながら、慎重に進めていきたいというふうに考えております。

松原教育長

民間委託にかかわって、議会から地元の事業者に入ってもらうような形の付帯決議みたいなものを頂いているわけですが、例えば、学校給食について地元業者への配慮みたいなものを考えておれば、お聞かせ願えますか。やはり、プロポーザル方式でやるというのが一定の配慮ということでしょうか。

総務課長

事業者の選定に当たって最も重要になるのは、安全で安心な学校給食が安定して提供されること、子どもさんの口に入る食にかかわる業務であるという点に尽きると思います。この点を担保するためには、先ほど申したように、プロポーザル方式で行ってまいりたいと思っておりますし、一方では、地元業者への配慮について議会からご意見をいただいております。この点については、市議会総務委員会で行政のアウトソーシングについての総合的な配慮というご意見をいただいております。全庁的な対応として契約課より6月1日から一定の方策が示されるというふうに伺っております。

ただ、この市教委で行っている学校給食調理業務については、やはりプロポーザル方式でその中に地元業者の方にも参加していただくことは配慮いたしますけれども、国から求められている安全基準に十分対応でき、こちらの求める基準をモクリアでき、その中でなおかつ保護者の方々から見て評点の高い事業者を選んでいきたいというふうに思います。

松原教育長

地元業者に入ってもらい、もらわないは別にして、やはり、子どもにとって安全で安心できるおいしい給食が提供できるかどうかという点がすごく大事な視点だということで良いですね。

総務課長

繰り返しになりますが、市教委といたしましては、学校給食が子どもさんの口に入るものをつくる業務ということですので、その点を担保できるやり方を慎重に行ってまいりたい、その一点に尽きます。

西山委員

アウトソーシングの観点ということになりますが、点数を付けられて、一番優れたところを採用するというのは非常にわかりやすいところなのですが、事業者の立場を考えたとき、改善点としてどの辺りが足りなかったのかということを知るようにしていくのがより親切であるというふうに思います。ややもすると、「こんなに高い、 unnecessaryなハードルを構えて」と言われる向きも無きにしても非ずと危惧します。実際のところ、評価点数が優れたところはこういった点が優れている。しかしながら、Aという事業者はそれに足りなかった。だから、改善点としては、これとこれを改善すれば次な

る目標に進めますよというふうにもって行ってあげた方がいいように思います。

総務課長

西山委員さんの言われるように、県内では、先行して実施している市町村も確かにございますが、本市を含め県内全体的にはまだまだ事業者の方から見て市場が広くある状況にはないと思います。そういうことで、現実的には県外の事業者が、県外での広い市場でそういう実績を積み重ねているという現実はあるかと思えます。

ただ、一方で地元業者の方のレベルアップというか市場が広がってきますと、そういう情報も広く提供され、そこで情報を入手されてくるのではないかと思います。先ほど西山委員さんが言われたどういうところが足りないか、こちらからの情報提供といったものも、一定検討させていただきたいと思えます。

そういう、地元業者の方のレベルアップということ、食の安全の一方で、経済活動的な面にも配慮するという点は検討させていただきたいと思えます。

学事課長

学事課長の国沢でございます。

それぞれの事業者から、プロポーザルの際に提出される資料は、そのほとんどが社内資料ですので、公開することに限界があるのは事実です。ただ、県内業者ですので、何らかの機会にその事業者に会うこともありますので、そんなときにアドバイスできる面もあろうかと思えます。

野本委員長

私のほうから一つ構いませんか。

今、少子高齢化社会ですので児童数がどんどん少なくなってきています。一旦、委託した学校の児童数が減り、そして学校栄養職員が配置されなくなることも考えられる。そうしたこともあるのでしょうか。

総務課長

学校栄養職員の配置については、児童数 550 人以上に 1 人、549 人以下では 4 校に 1 人という配置の基準があります。ですから、549 人以下に児童が減った場合、4 校に 1 人という基準の中で配置が検討されることになりまして、その点は配慮していただきたいという希望は県教委には申したいと考えています。

仮に、どうしても配置がされないとなった場合には、市単独で学校栄養職員を配置することまでは、現時点では考えておりません。もし、栄養職員の配置がなくなるとなれば、将来的には直営と委託の 2 本立てで行くことになりまして、直営で学校給食調理員を配置するというをまずもって考えていくことになると思えます。将来的なことで、今の段階では今申し上げたことしか持ち合わせておりません。

山本委員

民間委託対象校の学校・施設は 17 ということですが、それ以外の学校・施設はどうなるのですか。

総務課長

それ以外の学校・施設につきましては、直営で学校給食調理員を配置して運営していくこととなります。

西森委員

民間委託に当たって、請負業者が雇用した調理員が学校に出入りすることになりますが、そうしますと、校長先生の指揮監督が及ばないということになると思いますが、その点で、教育現場での懸念というのはないでしょうか。

総務課長

総務課長の弘田です。

先ほどからの繰り返しになりますが、教育の現場において活動するという点、例えば、学校ですので大人は子どもの手本でなければならないという点で、学校内での服装、勤務に入ると当然作業用の制服に着替えるわけですが、それまでの間、当然私服で出勤されますので、その私服でありますとか、あるいは喫煙者も室内での禁煙ですとか、そういった学校現場を十分に理解している事業者を選んでいきますし、また、従事者への研修をしっかりとできる事業者ということも評価のポイントとなっております。そういうところで、質の高い事業者、学校にふさわしい事業者を選んでまいりたいと考えております。

学事課長

実際の事業者の従業員について、先ほど総務課長が説明しました内容については、きちんと仕様書の中でうたっております。どんな従事者が実際に従事するか、あらかじめ届けられています。そんなところを仕様書に書いています。また、具体的にいいますと従事者に対して、業務に適した服装及びネームプレートの着用を義務付けております。また、審査の段階で、学校教育への理解度というものにも重点を置いて審査しておりますので、そういうところも併せて信頼できる事業者を選んでいきたいというふうに考えております。

野本委員長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。

ほかにご意見がないようですので、採決に移ります。市教委第21号「学校給食調理業務民間委託の今後の方向性について」を、順次採決をとりたいと思います。

まず、「学校給食調理業務民間委託を平成23年度以後、本格的に実施するという事務局案を了とすること」にご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、「学校給食調理業務民間委託を平成23年度以後、本格的に実施すること」に決しました。

続いて、「拡大実施する際には、次の3つの条件、保健所の営業許可が取得可能であること。

真空冷却機が設置されていること。栄養教諭・学校栄養職員が配置されていること。以上の条件を満たしている学校・施設を委託対象とする事務局案を了とする」ことにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、「保健所の営業許可が取得可能であること 真空冷却機が設置されていること 栄養教諭・学校栄養職員が配置されていること 以上の3つの条件を満たしている学校・施設を委託対象とすること」に決しました。

続いて、「拡大実施の方法については、平成23年度から、委託対象校について、基本的に、年度ごとに2校を新規に開始する。ただし、学校給食調理員の退職等により生ずる欠員の範囲内で行うこと」にご異議ありませんか

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、「拡大実施の方法については、平成23年度から、委託対象校について、基本的に、年度毎に2校を新規に開始すること。ただし、学校給食調理員の退職等により生ずる欠員の範囲内で行うこと」に決しました。

子どもたちが、毎日口にする大事な食事です。直営で働いてくださっている学校給食調理員の心情もいろいろあるかと思いますが、そこにも配慮しながら、「ビタミン愛」といって、本当に和気あいあいとした中で作られることが、子どもたちにとって一番安全でおいしい食べ物になると思いますのでその点の配慮をお願いいたします。

では、次に、日程第3市教委第22号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
学事課長

「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」でございますが、これの基となっています、文部科学省から示されている公立学校の学校医及び学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、新旧対照表にあるように改め、また個々の各号の金額の改正を行うものでございます。金額を改正したのは、人事院規則の一部改正に伴う国家公務員の介護補償の引き下げが行われたことに伴うものです。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第22号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第22号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第4市教委第23号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

それでは、「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」をご説明いたします。文化財保護法第190条に「都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる」と規定されておりますことから、高知市文化財保護条例第47条で「教育委員会に高知市文化財保護審議会を置く」こととしております。

委員の定数は15名以内で、その構成は、歴史、民俗、美術、工芸等の専門性を有している学識経験者でございます。現員は14名で、高知県立歴史民俗資料館の宅間館長が春野にお住まいで、旧春野町から委員を兼ねるとなっており、現在の委員数となっております。今回の委嘱につきましては、平成22年5月31日をもって任期が満了いたしますので、新たな委員を委嘱するものです。14人のうち13人の方々は、再任の同意をいただいておりますが、1名の方は、健康上の理由などで退任されまして、新たに1名の方に委嘱いたしたいと考えます。

新たに委嘱を予定しております杉本道彦氏につきましては、旧鏡村のほうからのご推薦をいただいております。杉本さんは現在、高知県重要文化財大和太刀踊り保存会の会長として高知県文化財保護審議会の委員をなさっております。委員の任期は、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの2年間です。委員の男女の比率でございますが、男性が85.7パーセント、女性が14.3パーセントとなっております。

野本委員長

この件に関してご意見はございませんか。

特にご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 23 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 23 号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 5 市教委第 24 号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯教育課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱についてでございます。高知市春野文化ホールピアステージ条例第 20 条の規定によりまして、文化ホールの運営に関する事項について調査、審議するため、審議会を置くこととなっております。委員の定数は 7 名以内で、その構成は、学識経験者、社会教育関係者、文化関係者等となっております。今回の委嘱は、平成 22 年 5 月 31 日で任期満了となるため、7 名のうち 5 名の方については再任でございまして、岡部幹氏、川村和夫氏のお二人の方が新任でございます。新たに委嘱いたしますお二人の内、岡部さんは、前任の岡本美津子さんの後任としてご推薦いただいております。また川村さんは従来から春野文化協会会長の充て職ということで、前会長の橋本和子さんの退任に伴うものでございます。

今回、委嘱いたします委員の任期は、平成 22 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までとなっております。

なお、委員の男女比率については、男性が 85.7 パーセント、女性が 14.3 パーセントとなっております。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

山本委員

すべての方が、春野町の出身ということですが、どういった意味からでしょうか。

生涯学習課長

元々、旧春野町の施設ということもあって、委員さんは旧春野町からご推薦いただいていた経過がございます。また、充て職ということもあっております。今年の 4 月から施設管理が指定管理者に移行するということもあり、高知市全体の施設ということもありますので、今回は間に合いませんが、今後は委員の構成についても見直していきたいと考えます。

西森委員

男女比のお話がありましたが、今回、男女比で女性の比率が下がってきておりますね。

生涯教育課長

実は先ほど申しました、1 番の岡部氏ですが、前任の委員さんが女性であったということと、春野町文化協会前会長がまた女性であったということで、それが今回男性に代わったということで、その辺の調整が行き届かなかったということがあり、2 名減ということになりました。

西森委員

これは、充て職の部分がどうしてもあり仕方がないことだとは思いますが、一応ご配慮をいただい

ているということですね。

生涯教育課長

はい。

松原教育長

検討しなければいけない時期に来ていますね。この委員会の委員さんを春野に限定してやっていますね。どうしても充て職になると人が限定されてしまうので、事務局でも高知市全体の中で選んでいく必要もあるのではないかという意見もあります。女性の登用なども課題もありますので、次回からは改善をしていきたいと思います。

野本委員長

ほかにご意見はございませんか。

ほか意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 24 号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 24 号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 6 市教委第 25 号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてでございます。今回の委嘱でございますが、委員の任期満了に伴うもので、平成 22 年度・23 年度の高知市スポーツ振興審議会の委員を委嘱するものでございます。

審議会の設置根拠としましては、スポーツ振興法第 18 条第 2 項の規定で、「市町村にスポーツの振興に関する審議会を置く」ことができることとなっております。本市では、高知市スポーツ審議会条例を制定しています。この条例の第 1 条の規定により審議会を設置しているものでございます。

委員の定数は 15 名以内で、その構成はスポーツに関する学識経験者、関係行政機関の職員、その他の学識経験者となっております。任期は 2 年でございます。

今回の委嘱については、平成 20 年度・21 年度の任期が終了したので、引き続いて平成 22 年度・23 年度の委嘱を行うものです。今回委嘱をお願いする委員の方は 13 名で、このうち 3 名の方は新しく委嘱したいと考えております。委員の構成は、男性 9 名、女性 4 名で、女性委員の占める割合は、約 30 パーセントとなっております。

今回新しく委員をお願いしようとしている委員は、神谷一成氏、山本英作氏、清原泰治氏でございます。この 3 人の方は、皆さんがスポーツに関する学識経験者です。

退任される委員の方は、いずれも大学におけるスポーツに関する学識経験者で、退任の理由といたしましては、高齢になったということ、あるいは県外に活動拠点を置かれるということで申し出があったものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

野本委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 25 号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 25 号は、原案のとおり決しました。

最後に、日程第 7 市教委第 26 号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

高知市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。社会教育法第 29 条第 1 項の規定によって、「公民館に公民館運営審議会をおく」ことができます。これを受け、高知市公民館条例第 5 条の規定により設置するものでございます。委員の定数は 12 名以内、その構成は、学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者となっていて、任期は 2 年でございます。

今回の委嘱につきましては、校長先生の異動により新たに委嘱するものでございまして、新堀小学校長の山中文恵氏を校長会からご推薦いただいております。

なお、今回委嘱する委員の任期は平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までと、前任者の残存期間となります。これによりまして、男女比率は、男性が 7 名で 63.6 パーセント、女性が 4 名で 36.4 パーセントとなっております。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 26 号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 26 号は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 05 分

署 名

委員 長

4 番委員
